

令和5年坂祝町議会
第3回臨時会 議案

令和5年12月25日提出
加茂郡坂祝町

付議事件

- | | |
|--------|---------------------------|
| 議案第68号 | 坂祝町印鑑条例の一部を改正する条例について |
| 議案第69号 | 坂祝町手数料徴収条例の一部を改正する条例について |
| 議案第70号 | 令和5年度坂祝町一般会計補正予算（第6号）について |

議案第68号

坂祝町印鑑条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定により、坂祝町印鑑条例の一部を改正するものとする。

令和5年12月25日 提出

坂祝町長 柴山佳也

提案理由

個人番号カードに加え、利用者証明用電子証明書が記録された移動端末設備を使用して多機能端末機から印鑑登録証明書の交付ができるよう改正するものです。

坂祝町印鑑条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町印鑑条例（昭和50年条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の申請及び交付)</p> <p>第10条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、多機能端末機(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して町の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機で、当該端末機の操作により証明書を発行する機能を有するものをいう。)に、<u>個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)</u>第22条第1項に規定する<u>個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)</u>又は<u>移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)</u>を使用し、<u>暗証番号(公的個人認証法第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いるものとして設定された暗証番号をいう。)</u>その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>	<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の申請及び交付)</p> <p>第10条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、多機能端末機(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して町の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機で、当該端末機の操作により証明書を発行する機能を有するものをいう。)に、<u>個人番号カード及び暗証番号(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いるものとして設定された暗証番号をいう。)</u>を使用して必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

議案第69号

坂祝町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定により、坂祝町手数料徴収条例の一部を改正するものとする。

令和5年12月25日 提出

坂祝町長 柴山佳也

提案理由

戸籍法の改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、戸籍謄本等の広域交付及び戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行ができるようになったことに伴い改正するものです。

坂祝町手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町手数料徴収条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表(第2条関係) 【別記1 参照】	別表(第2条関係) 【別記1 参照】

【別記1】

改正後

事務の種類	事務の内容	手数料の名称	単位	額(円)
1 戸籍法 (昭和22年法律第224号。以下この部において「法」という。)の施行に関する事務	1 法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項、 <u>第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付</u>	戸籍謄抄本交付手数料	1通につき	450
	2 法第10条第1項、法第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	戸籍記載事項証明書交付手数料	証明事項1件につき	350
	3 <u>法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条</u>	戸籍電子証明書提供用識別符号交付手数料	1件につき	400

	<p>第1項の規定により法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>			
4	<p>法第12条の2において準用する法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第12</p>	<p>除籍謄抄本交付手数料</p>	<p>1通につき</p>	<p>750</p>

<p>0条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付</p>			
<p>5 法第12条の2において準用する法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</p>	<p>除籍記載事項証明書交付手数料</p>	<p>証明事項1件につき</p>	<p>450</p>
<p>6 法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号交付手数料</p>	<p>1件につき</p>	<p>700</p>

	<u>が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</u>			
7	法第48条第1項(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、 <u>法第48条第2項(法第117条において準用する場合を含む。)</u> 若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は <u>法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</u>	戸籍証明書交付手数料	1通につき	350円。ただし、婚姻、離婚、養子縁組又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合には、1,400円
8	法第48条第2項(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他町長の受理した書類を閲覧に供する事務又は <u>法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務</u>	閲覧手数料	書類1件につき	350

改正前

事務の種類	事務の内容	手数料の名称	単位	額(円)
1 戸籍法 (昭和22年法律第224号。以下この部において「法」という。)の施行に関する事務	1 法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく <u>磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</u>	戸籍謄抄本交付手数料	1通につき	450
	2 法第10条第1項、法第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	戸籍記載事項証明書交付手数料	証明事項1件につき	350
	3 法第12条の2において準用する法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく <u>磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記</u>	除籍謄抄本交付手数料	1通につき	750

	<u>録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</u>			
<u>4</u>	法第12条の2において準用する法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	除籍記載事項証明書交付手数料	証明事項1件につき	450
<u>5</u>	法第48条第1項(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は法第48条第2項(法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	戸籍証明書交付手数料	1通につき	350円。ただし、婚姻、離婚、養子縁組又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合には、1,400円
<u>6</u>	法第48条第2項(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他町長の受理した書類を閲覧に供する事務	閲覧手数料	書類1件につき	350

附 則
この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議案第70号

令和5年度坂祝町一般会計補正予算（第6号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和5年度坂祝町一般会計補正予算（第6号）を提出するものとする。

令和5年12月25日 提出

坂祝町長 柴山佳也